

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画書

社会福祉法人みずほ育仲会

すべての職員がその能力を発揮し、安定して雇用を促進し永年勤続に繋げていくため次のように行動計画を作成する。

1. 計画期間 令和5年2月2日～令和10年2月2日までの5年間

2. 内容

目標 : 勤続年数10年以上の女性職員比率を20%以上にする。

対策 : ①勤続年数の実態把握
②育児休業後復帰しやすい環境の整備・体制づくり
③管理職やリーダーに繋がるキャリアアップ研修受講